

第24回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：令和2年1月9日(木) 午前10時～午前11時50分

2 場 所：千葉市議会棟3階 第四委員会室

3 出席者

(1) 委員

石河勲委員、井原真吾委員、栗原春江委員、下井康史委員、谷本隆行委員、
中村直人委員、平川正己委員、本澤陽一委員

(2) 事務局

大野総務部長、大塚政策法務課長、山崎市政情報室長、高橋同課主査、
石川同課主任主事、君島同課主任主事

(3) 実施機関

(政策調整課) 岡課長補佐、金山主査
(介護保険管理課) 大塚課長、鈴木主査
(課税管理課) 高間課長、石井主査
(税制課) 志村課長、吉野主査
(情報システム課) 山下課長補佐
(情報セキュリティ管理室) 松崎主査
(業務改革推進課) 長峯課長、田中主査、納谷主任主事

4 議 題

(1) 報 告

千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告
【国等との通信回線による電子計算機の結合について】

(2) 議 事

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

5 議事の概要

(1) 報 告

千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告
実施機関から、令和元年10月から八千代市と電子計算機の結合を行い千葉市の保有する個人
情報の提供を開始したことについての報告があり、それに対して意見書を出すこととした。

(2) 議 事

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
事務局及び実施機関から説明を受け、質疑応答し、答申案については意見が出た内容を追記

した上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

6 会議経過

(大野総務部長) おはようございます。総務部長の大野でございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

本日は、新年早々のご多用の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、総務局長の山田からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、山田は本日、所用によりまして欠席させていただいておりますので、会議の開催に当たり、私から一言ご挨拶させていただきます。

マイナンバー制度の利用が開始されて4年が経過し、行政におきましては、マイナンバーを取り扱う事務も多くなってまいりました。本市が行っている事務で、マイナンバーを適切に取り扱い、市民の皆様にご安心していただくために、本市におきましても、特定個人情報保護評価を行っているところでございます。

本日、議事としてご審議いただく案件は、特定個人情報保護評価の再実施についてでございます。7月の審議会において諮問させていただいた案件であります。特定個人情報保護評価部会におきまして事前点検、市民意見聴取、そして部会での審議を経て、本審議会において第三者点検を行っていただくものでございます。

また、地域ポイント制度に係る国等とのオンライン結合を開始いたしましたので、本日はそれにつきましてご報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりまして私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

(山崎市政情報室長) なお、鈴木委員におかれましては、昨年11月20日の連合千葉中央地域協議会の事務局長の任期の終了に伴いまして、委員を辞任したいとの申出がございました。そのため、その日をもって委員の職を解かれておりますことを報告させていただきます。

次に、鈴木委員の後任の委員を紹介させていただきます。

新たに連合千葉中央地域協議会の事務局長となられました石河様でございます。

石河様よろしくお願いたします。

(石河委員) 皆さん、明けましておめでとうでございます。

ご紹介いただきました連合千葉中央地域協議会で事務局長を仰せつかっております石河勲と申します。前任の鈴木同様、働く者の立場から、情報公開、そして個人情報保護に努めていくとともに、私がサラリーマン時代にサプライヤーで情報セキュリティに携わっておりましたので、その経験を生かしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

(山崎市政情報室長) 石河委員、ありがとうございます。

それでは、本澤会長、よろしくお願いたします。

(本澤会長) 明けましておめでとうでございます。今年もよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから、第24回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、横田委員が所用のため欠席と伺っておりますが、本日8名の委員、また半数以上の委員の皆様方にご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定により本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内しているかと思いますが、一部公開の会議として開催しております。傍聴される方は、お手元の傍聴要領に従って傍聴をお願いいたします。

それでは、会議次第に従って進めてまいります。

報告 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告

【国等との通信回線による電子計算機の結合について】

(本澤会長) 最初に、「千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告【国等との通信回線による電子計算機の結合について】」を議題といたします。

事務局と実施機関から説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 千葉市個人情報保護条例第10条第4項の規定に基づく報告についてご説明いたします。

お手元の資料1をご覧ください。本件は、地域ポイント制度「ちばシティポイント」の実証実験によるオンライン結合についてです。

千葉市個人情報保護条例第10条第3項及び第4項では、国等との間においてオンライン結合を開始したときは、その旨を審議会に報告しなければならないと規定されております。この度、国等とのオンライン結合を開始した事案がありましたので、条例の規定に基づきご報告申し上げます。

今回の報告は、国等に当たる千葉県八千代市とのオンライン結合を行いまして、同市と共同で地域ポイント制度であるちばシティポイントの実証実験を始めたことに伴うものであります。

詳しい説明は、実施機関の担当課である総合政策局総合政策部政策調整課からさせていただきます。よろしくをお願いします。

(岡政策調整課課長補佐) それでは、ちばシティポイント実証実験におけるオンライン結合について説明をさせていただきます。資料の1-1をご覧ください。1の報告事項ですが、ちばシティポイント実証実験において、令和元年10月から八千代市と共同実施をしておりますが、その個人情報の取扱いについてご報告を行うものでございます。

2のちばシティポイント管理システムの概要ですが、ちばシティポイントがどのような事業かわからないとイメージが掴みづらいと思われるので、先に3の個人情報を取り扱う事務の名称及び概要の方でちばシティポイントの概要を説明させていただきます。

3の(2)をご覧ください。ちばシティポイントの実証実験につきましては、平成30年7月から開始をしております、令和2年度までの3年間を期間として実証実験をしているところでございます。八千代市との共同実施につきましては、令和元年10月から行っております。

実証実験の目的でございますが、ボランティア活動などの市民公益活動や健康維持・増進活動の促進、その他市の施策の推進を図るものでございます。

ちばシティポイントの特徴ですが、さまざまな活動に対して、共通のポイント付与をしています。ここでさまざまな活動について幾つかの事例を挙げて申し上げますと、例えば、市民公益活動においては、動物公園や加曽利貝塚でのボランティア活動や児童・生徒の見守り活動の協力者などに対して、ポイントを付与しております。

また、健康維持・増進活動におきましては、ウォーキングポイントという、一定歩数以上歩くとポイントがもらえるという事業にポイントを付与してございます。

その他市の施策の推進としては、例えば、パラスポーツの推進のため、体験会などに参加された方にもポイントを付与している取組みでございます。

それらの活動のインセンティブとして共通の地域ポイントを付与することにより、新たな活動の参加や、活動の継続、それから横展開と申しておりますが、多くの活動への参加の促進を図っているところでございます。

この制度は利便性の高い仕組みを構築しておりまして、既存の電子マネーカード、具体的にはご当地WAONカードと呼ばれる千葉市の「ちば風太WAONカード」や八千代市の「やっちWAONカード」を活用して、カードに地域ポイントが貯まり、貯まった地域ポイントを電子マネーのWAONなどに交換できる構想で運営しております。

なお、ご当地WAONカードはイオン各店で利用できますが、売上額の0.1%がそれぞれ千葉市と八千代市に寄附される仕組みになっております。

3に制度のイメージが描かれていますが、例えばボランティア活動に参加すると、1回につき50ポイントがもらえる仕組みになっております。

ポイントの付与方法は、ボランティア会場などに専用の端末が置いてありまして、そこにご当地WAONカードをかざすとポイントが付与されるという仕組みでございます。

ご当地WAONカードに貯まったポイントは、WAONポイントに交換できたり、NPO法人などに寄附、千葉市動物公園のチケットやよしもと幕張イオンモール劇場のチケットなどの特典品に交換することができます。

現在、参加者の実人数は2万2,000人ほどでございます。対象事業は現在、千葉市の事業として約100事業、八千代市の事業としても十数事業ございます。また、行政だけではなく、民間企業もポイントを発行することができる仕組みとなっており、千葉市及び八千代市内のイオンのショッピングモールに来店すると、来店ポイントとしてちばシティポイントが付与されるという取組みも行っております。

この事業の内容は以上でございます。

続いて、2のちばシティポイント管理システムの概要をご覧ください。このシステムはちばシティポイント実証実験の実施に当たり、運用管理、データ蓄積を行うためのシステムであり、参加者情報やポイント履歴等を保存するものでございます。この情報は、千葉市、八千代市及び千葉市と八千代市がフェリカポケットマーケティング株式会社に運営委託を行っているちばシティポイント事務局が管理しています。

保存される情報は、枠線の中の部分でございまして、一つがポイント情報、もう一つが参加者情報で、こちらは氏名や住所、生年月日のほか、資料に記載のとおり情報でございます。その最後に参加者識別番号とありますが、これはご当地WAONカードに保存されている番号でござ

います。

補足ですが、本システムは、住基ネットなど他のシステムは接続していないため、保存されている個人情報全て本人の申告によるものです。

ここで資料1-2をご覧ください。こちらが今説明した情報の流れを図示したものでございまして、矢印が情報の動きになります。図の中央にあるポイントパックに全ての情報が集約される形となっております。千葉市のCHAINS端末、八千代市の外部PC端末及び事務局の端末から閲覧や修正ができることとなっております。

左下に記載されているちばシティポイントのホームページを利用して、参加者の方は参加者情報の登録をしたり、登録したパスワードを使って自分のポイントの履歴などを見ることができます。

その右側の専用端末ですが、左側のスマートフォン型の端末はボランティア会場などにあり、こちらにカードをかざすとポイントが付与されます。タブレット型の端末は市役所と区役所の各窓口を設置されており、主にパソコンやスマートフォンを持っていない方がこの端末で履歴情報などを確認できるものでございます。

他のシステムについては、WAONポイント等と連動していますが、参加者情報のうち番号情報のみが連携しているため、その他の個人情報については他のシステムには流れない仕組みとなっております。

資料1-1の4の結合の条件等をご覧ください。結合先は八千代市です。

(2) 結合する理由につきまして、八千代市がちばシティポイント実証実験に参加した経緯でございまして、きっかけは、八千代市が平成31年3月にイオン株式会社の包括連携協定締結及びご当地WAONカード「やっちWAONカード」の発行をした際に、地域ポイント制度の実証実験への参加について検討したものでございます。両市で協議した結果、利用者の利便性の向上、参加者数の増加、ポイント流通量の増加、運営費用の負担軽減等など、共同で実施する利益が非常に大きいと判断して令和元年10月から共同実施することとなりました。

なお、共同実施に当たり、ポイント管理システムにおいては、千葉市、八千代市及び事務局が参加者情報についてオンライン結合を行うことにより、相互に閲覧し、千葉市及び八千代市は必要に応じて事務局に入力を依頼することが必要となりました。

共同実施のイメージですが、基本的には可能な限り相互利用ができる構想としております。例えば、事務局ホームページシステムについても両市で共同運営しており、千葉市民及び八千代市民のどちらの市民も参加できますし、基本的には千葉市民が八千代市の対象事業、八千代市民が千葉市の対象事業に参加するということも可能な仕組みとなっております。ポイントの交換も、千葉市の特典品、八千代市の特典品、又はWAONポイントなど、好きなものを選ぶことができます。

したがって、この結合については、千葉市、八千代市だけではなく、利用者にとっても非常に利便性の高いものであることから、千葉市個人情報オンライン結合基準に定める必要性に関する基準を満たしているものと考えております。

続いて、(3) 提供する個人情報の対象者の範囲ですが、こちらはちばシティポイント実証実験に参加し、参加者情報の登録を行った者が対象でございます。

実証実験参加に当たって、参加者識別番号のみ初回自動登録で、その他の参加者情報は、その後参加者の任意で登録していただきます。少しわかりにくいので補足させていただきます。ポイントを貯めるためには、番号情報のみが登録されていればよいのですが、実際にポイントを利用する際には、氏名や住所などの参加者情報の登録が必要になるということでございます。

(4) 結合の条件ですが、ちばシティポイント管理システムは、フェリカポケットマーケティング株式会社が提供するサービスを利用し、千葉市、八千代市及び事務局がインターネットを通じてシステムにアクセスします。

(5) 個人情報の保護措置は資料1-3をご覧ください。

相手方の対応措置に関する基準でございますが、この下の表に、左側に千葉市、右側に八千代市のそれぞれ個人情報オンライン結合基準が掲載されてございます。

個々の項目について説明は省略させていただきますが、八千代市においても、千葉市とほぼ同様の規定となっているため、八千代市においても個人情報保護のための制度が整備されていると認められると考えております。

なお、事務局運営に関する業務委託において、両市ともに個人情報取扱特記事項を定めております。以上のことから、こちらの基準も満たしていることを確認しております。

裏面をご覧ください。実施機関が講ずる技術的措置に関する基準でございますが、こちらはオンライン結合を行うことにより、個人情報の改ざんなど、危険が生じないように、適切な措置を講ずることということになってございます。

1の不正アクセスの排除に関する項目につきましては、技術的措置の部分では、システム構成、アクセス権限の管理、システム監視及びウイルス対策それぞれにおいて記載のとおり適切な処置が講じられているものと考えております。

2の障害時の予防、回復に関する項目につきましても、障害やネットワークの停止又は停電などからの保護、データの復元、障害が発生した場合の復旧体制の整備、それからバックアップ情報の復元の保証につきましては、それぞれ記載のとおり、適切に措置が講じられていると考えておりますので、技術的措置に関する基準に関しても基準を満たしていることを確認しているものでございます。

また、ちばシティポイント参加規約を参考資料として添付をさせていただきますので、ご覧いただければと思います。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

(本澤会長) ただいま事務局及び実施機関から説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございますか。

質問ですが、今回の報告における千葉市と八千代市の結合というのは、資料の1-2千葉市のCHAINS端末と八千代市の外部PC端末の部分を指しているのでしょうか。

(金山政策調整課主査) はい、おっしゃるとおりでございます。

(中村委員) 今のご質問に関連しますが、これは結合というよりも共同利用ですね。ASPを共同で利用するという話だと思っておりますが、それを結合というのでしょうか。どちらかという、業務委託を同じ会社にして、データを共有するということですね。

(下井副会長) それを条例上は結合と定義しているため、結合と言わざるを得ないのではないで

しょうか。共同利用だけではなく、イントラネット同士を繋げることもあるので、それらを総合的に結合という言い方をしているのですよね。

(山崎市政情報室長) はい。通信回線を用いてアクセスし得る状態になっていて、随時、個人情報を入力し得る状態になることをオンライン結合と定義しています。

(中村委員) 実際にはデータベースは共用利用しているから、千葉市も八千代市も使用しているシステムは一緒だという捉え方でいいのですよね。

(山崎市政情報室長) はい。

(石河委員) 今回、千葉市が付与しているポイントと八千代市が付与しているポイントがポイントパックのシステムに蓄積されていくと思うのですが、このシステムについて、他市の別事業と共用になっているのでしょうか。もし共用している場合は、ちばシティポイントとの区画がどのように分かれているかわかりますか。

(金山政策調整課主査) ポイントパック自体は、ほかの地域ポイント制度などと共用しているかと思うのですが、ログインIDとパスワードでちばシティポイントの部分を分けております。

(石河委員) 千葉市か八千代市の利用者しかアクセスができないという制度になっていますか。

(金山政策調整課主査) おっしゃるとおりでございます。

(下井副会長) 資料1-3ですが、八千代市の制度がきちんと整備されているかということが気になりました。全般的な措置に関する項目について、千葉市の欄を見ると、ア、イ、ウ、エについて千葉市では条例規則要綱等の規定を制定していること又は覚書等を取り交わすこととしていますが、それぞれ条例、規則、要綱等のいずれを用いているかというのははっきりしていません。

細かく記載するとわかりづらくなってしまいますのでそれはいいと思うのですが、八千代市の全般的な措置に関する項目の①から④までが何の規定で定められているのかが全く記載されていませんよね。条例上は必ずしもそこまで求められていませんが、オンライン結合をするためには、結合先の地方公共団体がきちんとした制度を持っていることが前提となっていると考えます。条例上は国等であれば報告でいいという形にしていますが、審議会としては立場上、地方公共団体だから当然信用できるとしてしまいうわけにはいかないと考えます。

つまり、形式論としては条例、規則、要綱又は覚書の違いは大きいので、資料において八千代市の基準にそれらが全く書いていない状況では、認めるとは言いづらいと考えます。

この審議会資料は公表されますよね。そうであれば、資料1-3の参考資料として、千葉市の場合、アからエまでがそれぞれ条例、規則その他のどれで記載しているか、八千代市の場合も同様に条例、規則等で記載しているということは示した方がいいと考えます。資料として、八千代市の基準の①から④までのそれぞれがどの規定で定まっているのかということ資料上で示しておかないと、審議会として認めることは難しいと考えますが、その点はいかがでしょう。

もう一点、千葉市の場合、審議会が報告を受けると規定しているのは千葉市個人情報保護条例第10条第4項です。この第10条第4項の定めはこの団体の条例にもあるわけではありません。例えば、行政機関個人情報保護法ではこの規定はありません。条例上この規定の有無は自治体によって異なります。

千葉市の場合、報告を受けて資料が公表されることで、審議会がチェックをするという形で

適正さは担保されるという仕組みが用意されていますが、八千代市ではそのような仕組みはあるのでしょうか。なかったら結合してはいけないとは言い切れませんが、もしそのような仕組みがあるのであれば、お互い同じような仕組みでやっているのであるから、審議会としても問題ないと言いやすいと考えます。そのことが資料1-3の表では確認できないため、その部分を整備された方がよいかと思えます。

(本澤会長) この点について、実施機関はいかがでしょうか。

(金山政策調整課主査) 八千代市個人情報保護条例におきましては、国等とのオンライン結合においても、オンライン結合する場合は報告ではなく審議事項としています。しかし、八千代市はまだ個人情報保護審議会に諮問していないため、次回の審議会に諮問する予定と伺っています。

(下井副会長) では、八千代市の方が千葉市より条件が厳しいのですね。八千代市の場合は、審議会にかけて認められないと結合できないということですね。

(金山政策調整課主査) はい。条例上はそうになっています。

(下井副会長) 一つ目の点についてはいかがですか。

(金山政策調整課主査) 申し訳ございません。八千代市の①から④までの基準がどの規定に該当するかということは把握しておりません。

(下井副会長) このような基準が条例等で定められているかどうかということ、この表では簡単に説明した上で、先ほど申し上げましたように別途資料をつけた方が説得力は高まるのではないのでしょうか。

(金山政策調整課主査) 八千代市に確認して追記いたします。

(下井副会長) はい。おそらく問題ないと思いますが、八千代市の基準の①や②が条例等で定められていなかった場合は問題なので、個人的には条件付きで承認になるかと思えます。

(本澤会長) そうですね。報告を受けて、審議会として認めがたい場合はどうなるのでしょうか。

(下井副会長) 意見を言うことができる程度ですね。

(本澤会長) 仮に、審議会としては結合することを認めがたいという意見を出した場合は、実施機関としてそれを踏まえて再度検討してもらうということでしょうか。

(山崎市政情報室長) はい。条例第10条第5項の規定により準用されている第7条第5号の規定によって、審議会は、意見を述べることができるとされておりますので、ご意見をいただくということは制度上可能でございます。

(本澤会長) それ以外で何かご意見等ございませんでしょうか。

(井原委員) 八千代市は条例上審議会に諮問することがオンライン結合の条件となっているということですか。

(金山政策調整課主査) おっしゃるとおりです。

(井原委員) けれど、審議会を開催する前にシステムの結合は開始してしまったということになるのでしょうか。

(金山政策調整課主査) そうですね。八千代市ではオンライン結合に当たるという判断ができていなかったため、千葉市が審議会に報告するに当たって八千代市に情報提供した結果、八千代市も諮問すべきだと判断したという状況です。

(下井副会長) では、事後に諮問ということですか。

(金山政策調整課主査) そうですね。次回の審議会において、事後という形になってしまうけれども、諮問すると伺っています。

(本澤会長) 仮に八千代市の審議会で、八千代市としてオンライン結合は認めないという結論になった場合はどうなるのでしょうか。

(下井副会長) 審議会で認められなかった場合、それまでのやり方は条例上問題があるということになってしまいますよね。ただ、八千代市の手続を千葉市でチェックするわけにはいかないですよ。

(石河委員) これから先、近隣の市町村がこのシステムを相互利用することを希望したときに、相手方の市町村に対して千葉市と同等のシステム基準を求めるといった判断をどの審議会がするのかということも問題になりますよね。これから先、この制度を共同実施する相手方には、千葉市に合わせた基準を作成しないと共同実施できないということを示す必要があるのではないのでしょうか。示さないと、結合する相手方が増えるたびに同じ審議をしなければならないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(下井副会長) 目的外利用の制限については、おそらくどの自治体でも条例に規定しています。

問題は、オンライン結合について、審議会に諮問するか事後報告でいいかという点が自治体によって様々であることです。一方で、この規定があるかどうかで結合できるかどうか左右されるとまでは思いません。それは各自治体での手続の話であるため、他団体の手続を本審議会でもチェックすることはできませんよね。

そのため、我々は実施機関に相手方の手続については問題ないかを確認するしかできません。ここで報告いただくときはどのようにすればいいのでしょうか。

(山崎市政情報室長) 相手方の審議会の諮問答申が終わってから報告となると、千葉市条例の遅滞なく報告しなければならないという規定にも反してしまうと思います。そのため、報告を行った時点で諮問がされていない場合は、下井委員がおっしゃったことを確認した上で再度報告するしかないのではないのでしょうか。

(本澤会長) 実際にオンライン結合を開始しようとする場合は、提供の相手方において個人情報の保護に関する規定などが定められていることを確認することになっていて、それを報告いただいているということですよ。

(下井副会長) そうであると考えます。

(中村委員) その確認を行ったという実施機関からの報告で、その確認の内容については、下井先生がおっしゃっていたように根拠規定をはっきりさせるべきということですよ。

(下井副会長) そうですね。まず根拠となる規定を資料に記載すべきであるということと、もう一つは制度に則った手続を八千代市がやっているかどうかの確認が必要であると考えます。

(中村委員) ここでいう確認というのはどこまでのことを言っているのでしょうか。

(下井副会長) 両団体において、きちんと手続を取ったという結果の報告ではないのでしょうか。今回は八千代市の手続について問題があったにせよ、これから手続をとるといふことであれば、それを事後報告いただくしかないのではないのでしょうか。

審議会の意見としては、八千代市が審議会承認をいただいたということを追完するという形で、審議会に報告してくださいといった意見になるのではないのでしょうか。

(本澤会長) 市の条例上は、報告自体は認める形となっていますので、審議会としては意見があるという形でしかアプローチできませんよね。

八千代市が今回共同実施という形になりましたが、それ以外の周辺の自治体も参加する可能性はあるのですか。

(金山政策調整課主査) 今のところ具体的には決まっておきませんが、制度として広げていくという意味はございますので、条件が合う自治体があれば将来的に結合する可能性はございます。

(下井副会長) その度に審議会に報告されるということですよ。

(中村委員) 私が以前審議会をしていた自治体ですと、毎回審議をするか、類型化するかをしていました。ただ、類型というのもどこまで類型化するのかということも難しいですね。

(石河委員) この制度は退会という仕組みはあるのですか。

(金山政策調整課主査) ございます。

(石河委員) その場合は、個人の申出によって退会をするという形でしょうか

(金山政策調整課主査) そうでございます。不正利用等を除きましては、基本にご本人様のご意思でやめるということは可能です。

(石河委員) 先ほど住基ネットとの連携がないと説明がありましたが、例えば参加者が引越しをして千葉市や八千代から転出した場合、本人の申出がない限りはその情報は残ったままになってしまうということでしょうか。

(金山政策調整課主査) おっしゃるとおりです。参加者について、特段、住居要件等は設けておりませんので、市外の方でも引き続き参加の意思があるということであればご参加いただける仕組みでございます。

(石河委員) 例えば、他市の地域ポイント制度に参加するために別のWAONカードを持って登録をしたときには、ポイント管理システム上は同じ名前の人が二つ出るけれど、住所が異なっているという場合があるということですよ。先ほどの説明のとおり、FP番号かWAONカードの番号がキーとなるという仕組みということですよ。

(金山政策調整課主査) おっしゃるとおりです。

(下井副会長) この審議会については、意見としてまとめなければならないのでしょうか。

(高橋市政情報室主査) 審議会として意見をいうことができるという条例の規定に基づいて、本日頂いた意見を踏まえて意見書を作成いたします。

(下井副会長) 答申書ということでしょうか。

(高橋市政情報室主査) この件については事後報告に対する意見書となります。

(下井副会長) わかりました。これは私の提案ですが、資料1-3において、千葉市の全般的な措置に関する項目のア、イ、ウ、エがそれぞれ条例、規則、要綱等のどの部分に基づいているのか、八千代市も同様にこの表において明らかにすると共に、それぞれの条文を資料として追加すること。そして、八千代市は条例上の手続が終わっていないということなので、その手続がきちんと履行されているかを今後、千葉市としては確認すべきであるといった意見はいかがでしょうか。

一点確認ですが、八千代市の条例において、個人情報を提供するために、この諮問手続が必須の手続なのでしょうか。諮問に法定拘束力はないですよ。手続を取ることが必須なのか、審議

会の承認をもらうことが必須なのか、それによって大きく異なると思います。

(平川委員) 確認した結果、千葉市と同等の保護措置が認められないというときは、結合を外すことはできるのでしょうか。

(金山政策調整課主査) システムの仕組み上、千葉市と八千代市の参加者は、カードの種別が違いますので、八千代市のやっちWAONカードの番号帯を除くということは、システム上は可能であると考えます。

(山崎市政情報室長) 先ほど下井副会長がおっしゃられました、八千代市条例のオンライン結合への審議会の関与についてですが、「審議会の意見を聞いた上で」という形になっていますので、審議会の承認までは必要なく、意見を聴取することが必要という形になっています。

(下井副会長) 審議会にかけるという手続は必須ですよ。

(山崎市政情報室長) はい。

(下井副会長) オンライン結合をする場合は、お互いがきちんとした制度を持っていて、その制度に基づいた手続を行っているのだから信頼できるということが基本的な考えでしょうから、制度はあるけれどそれに則った手続をしていないと、我々としては簡単に承認できないですよ。

(本澤会長) ほかに何かご意見等はございますか。

下井委員から、八千代市の手続の履行状況を確認すべきだという意見書を出すという話がありましたが、単に確認するだけでいいのか、手続が実施できていなかった場合に市としては結合の維持を含めて検討するべきであると審議会としては考えるという意見にするか、どちらも考えられますが、いかがでしょうか。

(井原委員) 確認してその結果を報告する程度の記載にして、次回の審議会で確認した結果、問題があった場合はオンライン結合をやめるかどうか検討するべきという意見を改めて出すというのはいかがでしょうか。

(下井副会長) それがいいと思います。

(本澤会長) 次の審議会は五分先にはなってしまうでしょうか。

(山崎市政情報室長) そうですね。早くて6月頃を予定しています。

(下井副会長) 八千代市に確認した上でその後どうすべきかについては、本来実施機関で考えるべきことですよ。その実施機関の判断の結果を審議会で報告してもらって、それがおかしいのであればまた意見を言えばいいのであって、我々が実施機関に指示するわけにはいかないと考えます。

井原委員のおっしゃったように、八千代市の手続の履行状況を確認してその結果を報告する程度でいいのではないのでしょうか。確認した結果、実施機関がどう判断するかについては、その報告を受けた後に意見を言えばいいだけのことであると考えます。

(金山政策調整課主査) はい。八千代市では、この件がオンライン結合に当たるかどうかという議論に時間がかかってしまったため、事前に諮問することができなかったようなので、今後、千葉市の判断も踏まえた上で次回の審議会で諮問するというのを伺っております。

(下井副会長) わかりました。中村先生、これはオンライン結合かどうかの疑いはあり得るのでしょうか。

(中村委員) 普通に考えたらオンライン結合ですよ。八千代市は自身が持っている個人情報だ

けを管理していると思っていたのではないのでしょうか。そもそも、個人情報を収集するのだから、それについての審議はありますよね。

(下井副会長) それは、審議会に諮らない事項なのではないのでしょうか。

(中村委員) 個人情報保護に厳しい自治体だと、そのような場合も毎回審議会をやっています。

(下井副会長) 新しい仕組みで個人情報を収集する場合ということですか。

(中村委員) そうですね。オンライン結合の際に毎回審議するような市だと、本人以外から個人情報を収集すること自体も審議事項になっている可能性がありますよね。

八千代市は千葉市の個人情報のデータをもらうことになりまして、千葉市の市民が八千代市の事業に参加したらポイントが付与されるのですよね。普通に考えたら、やはりオンライン結合に該当すると思います。

(下井副会長) そうですね。八千代市は千葉市の個人情報を含むデータベースを見ることができるようになったのであるから、オンライン結合には間違いないと考えます。

(中村委員) 八千代市のホームページを見ると、審議会自体は開催されているようですね。なぜ諮問しなかったのかについてはやはり疑問ですね。

(本澤会長) 先ほどお話がありましたとおり、本審議会では事後報告に対して意見を述べるができることとなっていますので、本日の議論については意見書として書かせていただくという方向でよろしいですか。

意見の内容としては、先ほど下井委員から指摘がありました通り、資料1-3の記載事項のうち全般的な措置に関する項目の千葉市と八千代市それぞれの根拠となっている条例や規則について確認すべきであるということと、八千代市のオンライン結合に手続が実践されていることを実施機関の方で確認の上、審議会に報告することという内容の意見でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、意見の内容についてはご了承いただいたということで、表現等については会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 本件については以上といたしまして、続いて、次の議題に移りますので、実施機関の入れ替えをお願いします。

(実施機関 入れ替え)

議事 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

(本澤会長) 次に、次第の3、議事の「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】」を議題といたします。

事務局と実施機関から説明をお願いします。

(山崎市政情報室長) 資料が大変多くなっておりますので、お手元の資料を簡単に確認させていただきます。資料2から資料8-3までが本議題で使用する資料となります。

資料2は、昨年7月の審議会で提出いたしました諮問書となります。表面が個人市民税と固定資産税・都市計画税に関する事務、裏面が介護保険に関する事務の諮問書となっております。

資料3は「特定個人情報保護評価再実施事務フロー」となっております。ここで、審議会に至るまでの流れを再確認させていただきますと、作業項目の上から二つ目の「評価書作成・事前点検」の一番右側の審議会と記載されている部分が昨年7月に行われました審議会となります。

7月の審議会において、部会の委員を指名していただきまして、審議会同日に特定個人情報保護評価部会を開催いたしました。審議会の下に網掛けで評価部会と書いている部分がこれに当たります。

この部会で、住民に対する意見聴取に先立ち事前点検を行いまして評価書案の内容を確認していただきました。その後、評価書案の見直しを行い、9月の1か月間、市民の皆様への意見聴取を行いました。続いて「第三者点検」とありますが、市民の皆様の意見をいただいた上で見直した修正案を評価部会で確認していただきました。その下の審議会と書かれておりますのが、本日の審議会となっております。

続いて、資料4-1から4-3までが特定個人情報保護評価の対象事務ごとの全項目評価書の主な変更内容の資料となっております。

資料5、5-1及び5-2は、市民の皆様からの意見聴取の結果でございます。資料5は結果を取りまとめたもの、資料5-1及び資料5-2は、意見聴取でいただきました2件のご意見となっております。

続きまして、資料6はいただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方、評価書の変更点についてまとめた資料となっております。

資料7は7月と11月に行った部会の報告でございます。

最後に、資料8-1、8-2及び8-3は、市民意見聴取及び部会でのご意見を踏まえた上で見直した特定個人情報保護評価書となっております。資料8-1は個人市民税、資料8-2は固定資産税・都市計画税、資料8-3は介護保険の評価書となっております。

資料については以上でございます。

次に、各事務の担当課から対象事務の概要等について説明をさせていただきます。

(石井課税管理課主査) 最初に、個人市民税に関する事務から説明させていただきます。

資料8-1の3ページ「②事務の内容」の【概要】をご覧ください。事務の内容は、地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書など、主に前年中の収入に基づく資料を基に市民税額を計算し、かつ賦課して納税義務者から収めていただき、それを千葉市として収納するものです。

また、納税義務者からの申請に基づき、市民税情報から所得証明書を発行します。この証明書は、収入に関する証明書として、金融機関などに提出する際に市が発行する証明書となります。

続いて、資料4-1をご覧ください。こちらの資料で、千葉市個人市民税に関する事務の全項目評価書についての主な変更内容について説明させていただきます。

1(1)「システム5」について、「eLTAXシステム」と記載しているところを、システム5の「eLTAX審査システム」とシステム12の「国税連携システム」に分けて記載いたしました。これは資料8-1、保護評価書の6ページと9ページに反映されております。変更の理

由としましては、機能が異なるシステムについて明確化するために分けて記載させていただきました。

続いて、(2)「システム13」について、新たに「地方税共通納税システム」を追加で記載させていただきました。こちらは、資料8-1の9ページに追加しております。

これは、令和元年10月から開始された新制度に伴い導入されたシステムであるため、新たに記載させていただきました。このシステムにおける個人市民税に係る部分としては、資料4-1の(2)の特別徴収事業者などが、個人住民税の特別徴収分を地方税共通納税システムに登録済みの銀行口座から直接、任意のタイミングで納付可能となったという仕様となっております。

システムに関する変更は以上となります。

続いて、「2 特定個人情報ファイルの概要」についての変更です。(1)特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、新たな委託業務として特別徴収に係る給与所得者異動届出書のCSVテキスト化及びRPAによる税務システムへの入力を追加させていただきました。資料8-1で反映されている部分は21ページとなります。

こちらの委託内容は、2(1)「RPAによる税務情報システムへの自動入力」をご覧ください。給与支払者から紙媒体で千葉市に提出された給与所得者異動届出書に記載された文字を、AI-OCRというスキャナーで読み取り、そのデータを専用回線のLGWANで委託先に送信し、それをCSVテキスト化して市に戻してもらい、RPAにより税務システムに入力を行うという業務になります。

RPAとは、定型的な作業をソフトウェア型ロボットが職員に代わって作業するものです。LGWANとは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供している総合行政ネットワークで、安全性が高く、J-LISが認めたものしか入れない行政専用のネットワークです。

続いて、2の(2)提供先に地方税共同機構を追加しています。こちらは資料8-1の22ページに反映されております。

変更の理由としましては、個人事業主がeLTAXシステムを利用して個人市民税の申告ができるのですが、地方税共同機構が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを、特定個人情報の取扱事業者として確認する必要があります。

そのために行政団体である市が確認済みの当該個人の個人番号に関する情報を地方税共同機構に提供するため、提供先に新たに追加させていただきました。

続いて、(3)は形式的な変更ですが、マイナンバーを利用した情報連携についての提供先について、提供先の変更が頻繁にあるため、別紙にまとめさせていただきました。

また、(4)千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例による移転先を追加させていただきました。

個人市民税についての説明は以上で終わります。

続いて、固定資産税・都市計画税に関する事務について説明させていただきます。

資料8-2の3ページをご覧ください。こちらで事業の概要について説明させていただきます。

「I 基本情報」の「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「②事務の内容」の【概要】をご覧ください。事務の内容は、登記情報等や現地調査による情報に基づき、土地・家屋の評価額を決定したうえで、地方税法の規定に基づいて税額を決定し、納税義務者に対して賦課し、納税

義務者に収めていただいて、千葉市がそれを収納するものです。

二つ目として、納税義務者からの申告に基づき、償却資産の評価額を決定した上で、税額を決定し、納税義務者に対して賦課し、納税義務者に納めていただいて、千葉市がそれを収納します。

また、申請に基づき、評価証明書・公課証明書などを発行します。評価証明書や公課証明書については、主に競売や登記の添付書類などに活用していただいております。

固定資産税・都市計画税に関する事務の概要については以上となります。

続いて資料4-2をご覧ください。全項目評価書の主な変更内容を説明いたしますが、市民税と重なる部分については省略させていただきます。

資料4-2の「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」についての変更です。(1)については市民税と同様の内容の変更となりまして、(2)ですが、新たに「情報提供ネットワークシステムによる情報連携を新規に実施する。」としています。

変更の理由としましては、固定資産税の減免に関する事務において、納税義務者に係る生活保護実施関係情報を利用することができることと定められたため、情報提供ネットワークシステムにおいて情報連携を利用する可能性があるため、変更させていただきました。

システムに関しては以上です。

「2 特定個人情報ファイルの概要」については、市民税と同様です。提供先に地方税共同機構を追加しました。反映されている部分は資料8-2の19ページです。変更理由としては、市民税と同様に、個人事業主がeLTAXシステムを利用して初めて固定資産税の償却資産を申告した際に、地方税共同機構が個人番号の確認をするために市が確認済みの個人番号の情報を提供する必要があることから変更いたしました。

固定資産税・都市計画税に関しての説明は以上となります。

(大塚介護保険管理課長) 次に、介護保険管理課から説明いたします。

お手元の資料8-3の3ページの「②事務の内容」をご覧ください。事務の内容は、介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課、徴収を行うものになります。

また、特定個人情報については、「①介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出」から、「⑩介護保険料の賦課・徴収に関する事務」までが該当します。

7ページをご覧ください。事務の内容を図で示しております。

続いて、資料4-3の「全項目評価書の主な変更内容(介護保険に関する事務)」をご覧ください。

介護保険に関する事務のうち、「主旨」にあるとおり、国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用し、厚労省が進めている申請手続のオンライン化である介護ワンストップサービスの導入を図るものでございます。

内容は、図で示したものと及び「評価書変更点」にもありますように、送達サービスを利用するため新たに日本郵便に同事業を委託するものであって、評価書の重要な変更にか該当することから、評価書作成から5年経過する前でございますが、評価を再実施する必要があるため、本審議会に諮ったものでございます。

(高橋市政情報室主査) 実施機関の担当課からの各事務の説明に続きまして、市民意見聴取の結

果についてご報告させていただきます。

各事務の評価書案につきましては、7月23日の特定個人情報保護評価部会におきまして事前点検をしていただき、その意見を踏まえて修正等を行ったものについて、9月1日から9月30日までの1か月間、市民意見聴取を実施いたしました。

その結果につきましては、資料5をご覧ください。お二人の方から意見の提出がありまして、お一人は三つの事務全般について、もうお一人は介護保険に関する事務についての意見でございました。

意見の具体的な内容につきましては、資料5-1及び資料5-2をご覧ください。

資料5-1の内容としましては、各事務の評価書の個々の記載内容に対するものではなく、事務全般について特定個人情報を取り扱う各場面におけるリスクの把握や対策における留意点などを意見としていただいたものとなっております。

具体的には、「1 特定個人情報の取得のリスクについて」(1)取得する場合、(3)移送、送信する場合には、郵送、メールへの添付などの手段、方法によってリスクが異なること、(2)利用・加工に当たってはID、パスワードによる担当者の限定や複数人によるチェックが必要であるなどの意見でございます。

また、「2 事務を委託する場合のリスク」においては、(1)情報を委託先に移送・送信する場合においても、この手段によってリスクが異なるといった点、(2)委託先において必要な安全措置がとられているか、契約書には監査や報告、漏えい発生時の報告のほか、再委託の承認などの必要な条項が盛り込まれているかといった点、(3)委託業務が終了した場合のデータの消去や返還といった情報の取扱いについて意見として述べられております。

「3 システムインフラについて」においては、パソコンの盗難防止措置やウイルス対策のほか、サーバーの設置場所やデータのバックアップなどについて意見としていただいたものでございます。

次に、資料5-2をご覧ください。意見の内容といたしましては、介護保険に関する事務に対するものでございまして、介護認定審査会における審査判定の資料となる介護保険認定調査票は、機密性、完全性、可用性の格付けが高い情報資産であり、流出・漏えいを防ぐための厳重な管理を行う必要があるとして、評価書の「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の「特記事項」において、さいたま市や大阪市では委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に關しての契約について記述しているように、本市の評価書におきましても、「特記事項」に委託先との情報管理体制の確認や、秘密保持に關しての契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償に關する記述を追加するべきというものでございます。

なお、この「特記事項」でございますが、参考に資料8-1の表紙をご覧ください。中央付近に特記事項の記載欄がございます。こちらにつきましては、国の指針によると、評価実施機関が実施しているリスク対策のうち、特に力を入れて取り組んでいることなど、特記して一般に向けて積極的に情報提供したい場合に記載することとされております。

なお、本市の評価書におきましては、特記事項を記載している事務はございません。

次に、資料6をご覧ください。こちらの資料は、提出された意見が評価書のどの記載項目に該当するものかということ整理して、各事務の評価書において当該項目が記載されているページ、

意見を受けての当該項目の記載内容の変更の有無、意見に対する市の考え方をまとめたものでございます。

例えば、意見1「1. 特定個人情報の取得のリスクについて」「(1) 情報の取得」「①法令に違反するリスク」という意見についてですが、これは評価書の記載項目の「II 3⑤本人への明示」に関するものでございまして、資料8-1 個人市民税に関する事務でいうと15ページに記載されております。この項目につきましては、評価書において必要な事項が記載されているため、今回、記載内容の変更は行わないという資料の構成になってございます。

資料6の網掛けがされている項目については、いただいた意見を踏まえ、対応する項目の記載内容を確認した上で、修正、追記等の変更を行った項目となっております。

資料5の4(2)になります。提出いただいた意見につきましては、今回再実施を行う三つの事務以外の事務にも当てはまるものであることから、他の事務の評価書につきましても今後、適切に対応していきたいと考えております。

市民意見聴取の結果についての報告は以上でございます。

(本澤会長) ありがとうございます。続いて、特定個人情報保護評価部会における審議の結果について、井原部会長からお願いいたします。

(井原委員) 資料7をご覧ください。評価部会における調査審議の結果についてご報告させていただきます。

今回は新たな評価書の作成ではなく、既に作成しているものについての点検でしたが、市民の皆様から幅広い意見をいただいたこともありまして、全体的に確認、点検をすることとしております。

その結果、運用自体は特別変わっていないものの、より妥当な記載にという観点から記載を修正したものが何点かございますのと、先ほど実施機関から説明を受けたように、一部、介護保険のシステムが変更されているものがありますので、そういった部分につきまして点検を行いました。

その結果、部会の意見としましては、資料7の「3 部会の意見」に記載のとおり、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては、いずれも妥当なものとして認められると考えております。報告は以上です。

なお、報告書の別紙につきましては、詳細な内容となっておりますので、事務局から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(高橋市政情報室主査) 部会における意見と意見に対する主な対応状況について説明させていただきます。資料7の次の右上に「報告書別紙」と記載した資料をご覧ください。

1ページ目から4ページ目までが7月の部会での意見と意見に対する主な対応状況、5ページ目以降が11月の部会での意見と意見に対する主な対応状況でございます。

主な意見としましては、委託先や再委託先の監督体制やシステムのアクセス権限に関するものでございます。

2ページをご覧ください。再委託した事務のうち、期間が長期にわたるものについては、再委託先に対する監督体制が担保される必要があるという意見でございまして、修正前の記載ですと、

「委託先を通じてチェックリストに基づき確認している」とのみ記載しておりましたが、実際には、「個人情報取扱特記事項」において「委託先が必要であると認めるときは再委託先に対し報告を求め、また実地に検査することができること」としているため、この部分についても評価書に明記することといたしました。

次に、5ページの下段と6ページの一番上になります。こちらは職員の異動退職に伴うアクセス権限の管理に関する記載項目でございますが、IDにつきましては、職員に異動退職があった場合には、その都度、失効の処理をしており、加えて少なくとも月1回程度、再確認をして残存を防止する措置を講じているところでございますので、そのことがきちんと分かるような表記に修正をいたしております。

次に6ページが一番下ですが、こちらは介護保険に関する事務につきまして、先ほど説明がございました、新たに委託をする電子申請データの郵送等に関しまして、電子申請の履歴がシステム上で確認できまして、それにより申請があったものの到達の状況等の照合ができることから、その旨を追記いたしております。

次に、7ページと8ページですが、こちらは委託をする際には契約書のほか、情報セキュリティ対策に関して書面を徴収しておりますが、書面に記載したとおりの運用がされているのか、安全が担保されているのかといった委託先の管理について、より明確な記載が必要ではないかというご意見がございました。こちらにつきましては、委託契約を締結する際には契約書別記として「個人情報取扱特記事項」を併せて取り交わしているところでございますが、特記事項のうち、委託期間中の報告徴収や実地検査に関する記述も評価書において明記することとしまして、委託先の管理についても分かるような表記に修正をいたしております。

そのほかにも意見を受けまして、表記の統一や、より具体的な表記に改めるなどの修正をしております。部会における意見と、意見に対する主な対応状況に関する説明は以上でございます。
(本澤会長) それでは部会報告につきまして、これから意見交換という形で委員の皆さんから意見をいただきたいと思っております。

意見交換につきましては、千葉県情報公開条例第7条第6号に該当する情報を取り扱うため、会議は非公開とさせていただきます。

傍聴者の方は申し訳ありませんが、退室をお願いいたします。

(傍聴者 退室)

(本澤会長) 報告について何かご意見等はございますか。

(平川委員) 委託について、神奈川県において大量な個人情報の漏えいが委託先、あるいは再委託先で発生したため、一層より厳格に管理をすることを検討するというのを神奈川県知事がおっしゃっていたのを拝見しました。評価書において、発注者が必要と認めるときはチェックするとしていますが、より厳格にやるとすれば、必ず定期的にチェックをして、その上でなお必要があるときは検査をするということが必要なのではないのでしょうか。これは修正してくださいということではないのですが、あの事件のように委託先ないし再委託先において流出があったことを鑑みると、そのように思います。

(本澤会長) ありがとうございます。契約書上、形としては委託先をチェックできるという条項は入っているけれど、今回評価書の再実施をした事務につきましては、実際に実地に行ってチェ

ックをしたことはなかったと以前の審議会等でうかがっております。今、平川委員からご指摘があった点は、一市民としても実施機関に求めたいことだと思うところです。

(平川委員) 委託する際は評価書の記載どおり明確に行っているのだらうと思うのですが、委託した後の管理をどの程度きちんとやっているのでしょうか。更に、再委託した際には、再委託先について委託先が検査をして、その報告を委託元が求めるということは規定もありませんので、その辺りの厳格性も欠けるのではないのでしょうか。神奈川県のような事例がなければ、従来どおりでいいのかもしれませんが、あのようなことが起こった以上は、二度と同じようなことを起こしてはならないと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(谷本委員) 今の平川委員のご発言に関連してですが、部会の意見を取りまとめられたのは、神奈川県の事件の前でしょうか。市民目線でいいますと、事件の前と後で若干書き方が違ったのではないのだらうかと思えます。あのような事件が公になってしまいますと、市民としても、千葉市はどうなののだらうと不安になることは現実的にあると考えます。

そういう意味では、ご検討いただいて修正もいただいているかとは思いますが、市民目線を考慮して、現実的にはこのような担保もあります、といった書きの方が市民的にも安心できるのかと思えます。この報告書自体について、ここを直してほしいといった話ではありませんが、そのような市民の考えを十分理解いただいて、実施機関においては運用していただければと考えます。

(本澤会長) ありがとうございます。

(石河委員) ユーザーIDに関する管理について色々と記載されていますが、ユーザーがログインするためのパスワード管理はどうされているのかについて記載がないので伺いたいと思います。退職された方のIDを1か月に1回削除するというのはわかります。一方で、パスワードを1回も変更しないで、一人の人が毎回ログインし続けているということはないと考えますが、管理規定はどのようになっているのでしょうか。

(吉野税制課主査) システムごとに管理しています。

(石河委員) 特に個人情報にアクセスするシステムであれば、一般企業では最低でも1か月に1回はパスワードを変更するという規定があります。

(山崎市政情報室長) 税も介護も生体認証である静脈認証、ID、パスワードの三つで管理しています。

(石河委員) 生体認証というのは、アプリケーションへのログインではなく、端末への生体認証ですか。

(吉野税制課主査) 端末のログインには生体認証で、端末ログイン後の情報システムのログインに関してはパスワードで制限している状況でございます。

(石河委員) 生体認証をしてログインした状態で放置していたときに、第三者がその端末を使用してそのまま入れてしまうというリスクは当然ありますよね。個人情報を閲覧する際にパスワードでログインすると思うのですが、そのパスワードを定期的に変えているのでしょうか。

(吉野税制課主査) システム上で、一定の間隔でパスワードの変更をするように促す指示が出るようになっています。

(石河委員) 今の説明のとおりであれば、この報告書にそのような対応をしていると書いていた

できれば、見た側も、安心できると思います。

(本澤会長) 税務システムでのIDの失効をさせるというところには、パスワードという言葉は特に出ていないですね。アクセス権限をコントロールするということにパスワードも含まれるということでしょうか。

(石河委員) 例えばAさんが使うことができる機能を制御することがアクセス権限であって、そのシステムにログインをするために必要なパスワードが、IDに紐づく一つの認証というイメージだと思います。

(本澤会長) 本来であれば、大元の評価書の中にそういうところまで書き込まれているべきであるというご意見でしょうか。

(石河委員) おそらく、評価書を見る人によってはIDの管理はしているけどユーザーのパスワード管理はしているのかと疑問に感じることはあるかとは思いますが。

(本澤会長) IDに関する記述については、今回修正した部分以外も評価書内に多くあると思いますので、それが全て網羅されていないと評価書の書き方として一貫しないこととなりますね。

(石河委員) IDの管理をしていると書いてしまった以上、パスワードの管理もしていますと書かなければならないと思います。IDの管理をきちんとしているならば、パスワードの管理もしっかりしているということが前提だから、個別に書く必要はないのかなとも考えられますが。

(本澤会長) 今回税務でユーザーIDについて触れている部分がありますが、もしそこにパスワードについて追記することとなると、どういった手続が必要でしょうか。

(山崎市政情報室長) ご意見をいただいた上で、その意見を踏まえた形で修正案を作成いたしますので、それをご確認いただいた上での公表という形になります。

(本澤会長) 今、石河委員からユーザーIDについて記載してある部分について、パスワードの管理についても追記するほうがよろしいというご意見がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(下井副会長) アクセス権限と書いてあるから、このままでいいのではないのでしょうか。

おそらく、職員の異動、退職に伴うID管理の問題というのは、退職したのにアクセスIDが残っていると、職員でない者が市役所のサーバーに入れてしまうことや、メールアドレスが乗っ取られてスパムメールが送られるといった危険性を防止するためのものであると考えます。

そうすると、ID管理というよりはアクセス権限管理の方がより重要であると思います。その意味では、この表現でカバーしているように思えますがいかがでしょうか。

(石河委員) わかりました。

(中村委員) 他のことは全て一般セキュリティでいい考え方だと思います。セキュリティに関する担保をしているというのは、また別の話でやっていると思います。ログを取っていることもそうだし、今のアクセス管理もそうですけれども。これはあくまでも個人情報扱う人間に関する話なので、僕はこのままでいいと思います。

(下井副会長) 例えば市長部局から教育委員会に異動したら、IDは変わるのですか。

(吉野税制課主査) 税のシステムに関しては、税務部門に所属している者にしかIDを付与しません。税務部内で異動した場合は使用できる権限が変わるため、IDに付与する権限を変更するという形になります。

(中村委員) 例えば、住民税担当から固定資産税担当に変わると、IDは変わってしまうのですか。

(吉野税制課主査) その場合は変わりません。

(中村委員) それでは、税務部から全然違う部署、例えば教育委員会に行けばIDは変わるということですね。

(吉野税制課主査) その場合はIDそのものが削除されます。

(平川委員) 紙媒体の廃棄、あるいはディスクなどの物理的な破壊をする場合、市の職員は立ち合うのですか。それとも市の職員は立会いをせず委託業者に任せきりの状態なのでしょう。先日の神奈川県的事件を受けて、神奈川県知事がそのようなことを厳格にやるということを発表していたので、千葉市もできるだけ最高レベルにあわせてやっていただければと思います。

(山崎市政情報室長) 情報資産の廃棄は、市の情報システム部門で一元管理しています。

(下井副会長) 各部署でやっているわけではないですよね。紙媒体はいかがでしょうか。

(山崎市政情報室長) 紙媒体については、総務課が所管しています。

(本澤会長) そこで実際にハードディスクなどを破壊するときは業者に出すとしても、そこで立会い等があるか、どうしているかはわかりますでしょうか。

(松崎情報セキュリティ管理室主査) 千葉市では情報セキュリティ対策を統一的に実施するため「千葉市情報セキュリティポリシー」を定めております。これは3層構造となっており、基本的な方針と、その方針に基づいて、どうやらなければいけないかという基準と、さらにシステムごとに当然、要件は異なりますので、実施手順という3層の構造となっております。このうち、方針と基準を情報セキュリティ管理室で定めて運用していますが、情報資産の廃棄に当たっては、その中にあるものが復元できないように処分することと基準で定めております。

ただし、今、ご指摘いただきました履行の担保をするために、必ず立ち会いなさいとかといったことは、現時点では方針や基準で触れられていないところでございます。

(本澤会長) 神奈川県の実例を踏まえて、見直しなど何か検討はされていますか。

(松崎情報セキュリティ管理室主査) はい。総務省からの通知を受けて現在対応を検討しております。ただし、まだ検討中の課題ではございますが、単純に市庁舎にあるサーバーであれば、立ち会いの下で適切に削除するというのは可能でございますけれども、データセンターなど庁舎外に機器が置いてある場合や、クラウドサービスを利用している場合など、必ずしも立会いが有効な手段であると限らないケースがございます。また、データを削除するディスクにつきましても、単純に見て分かるディスクであればそのまま破棄すればいいのかもしれないですが、現在はシステムの仮想化というような技術が使われておまして、千葉市のデータがどのディスクに書かれているのか把握が非常に難しい状況もございます。そういった技術動向も勘案した上で、情報セキュリティ管理室で指針などを作成して、今後、全庁に展開していく方針でございます。

(本澤会長) 平川委員、いかがでしょうか。

(平川委員) わかりました。

(本澤会長) それでは、ほかに何かご意見等はございますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) それでは、意見交換としては以上ということで、審議会からの答申の検討に移りた

いと思います。これからの会議は公開となります。

(傍聴人 入室)

(本澤会長) 事務局から答申案はございますか。

(山崎市政情報室長) 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる、という案を作成させていただきました。

(本澤会長) ただいまの説明のとおり、答申としては、妥当なものとして認めるという案をいただきました。

これでよろしいでしょうか。それとも審議の中でご指摘がありました委託先についての管理について、注意的な意味で、委託先の監視についてもしっかりと、各事務所管課としては留意してほしいといったことや、ご意見のありました廃棄の方法についても盛り込んだ方がよいか、ご意見はございますか。

(下井副会長) やはり入れるべきだと思います。ただ、書き方は多少慎重にならなければいけないと考えます。会長は廃棄についておっしゃいましたが、今回、廃棄の問題は出てきていないため、現在扱っている特定個人情報の委託先や再委託先で適切に取り扱っているかどうかについては別として、「委託先、再委託先における情報管理のあり方について、さらに検討を進めるべきである」という程度でどうでしょうか。正直、廃棄の仕方等を具体的に示してこうすべきだということはなかなか言えないと思います。

(本澤会長) 下井委員から、修正のご提案がありまして、答申案の「認められる」の後に「ただし、委託先、再委託先における情報管理のあり方について、さらに検討を進めるべきである。」と追加するというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、今の修正案で皆様ご同意いただけますでしょうか

(中村委員) 一つ確認ですが、現段階における評価書としては妥当なものであるということでのいのですよね。評価書を修正するという話ではないですよね。

(本澤会長) そうですね。「認められる。ただし」というのをつけて、今申し上げた内容を追加するという形になります。

(中村委員) 評価書についてはこの内容で公開するということですよ。それであれば賛成です。

(本澤会長) では、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) 皆様、ご了解いただいたということで、こちらの修正で答申とさせていただきます。

その他

(本澤会長) 議事は以上となりますが、その他何かございますか。

(高橋市政情報室主査) 本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録案を作成しまして、委員の皆様へお送りいたします。ご意見を頂戴いたしまして、意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定については、会長に一任していただく形をお願いしたい

と存じますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) それでは、今、ご説明がありましたとおり、最終確定については私に一任いただくということでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第24回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(大野総務部長) 本日は、慎重なご審議をありがとうございました。今後とも、何卒よろしく願いいたします。